

尾張旭市監査公表第18号

平成31年4月26日付け尾張旭市監査公表第14号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会教育行政課

監査の指摘事項	措置状況
備品購入に関する綴において、裏面活用用紙を利用した文書が見受けられた。平成16年12月20日付け助役通知「用紙の裏面活用に関する基準」では、公文書として保存されるものは、裏面活用用紙を用いて作成することができないこととされている。	指摘事項につきましては、今後適正に改め適切な事務処理を行います。
バス借上げ契約書において、「尾張旭市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」と記載されているが、平成23年10月1日から「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に改められている。	指摘事項につきましては、今後適正に改め適切な事務処理を行います。